

～桑名市建築開発関係手数料条例 別表第4関係【建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係の手数料】～

- ・建築物エネルギー消費性能適合性（変更）判定及び軽微変更該当証明書の交付申請手数料

I. 手数料の額【非住宅部分】

(1) 適合性判定（変更）手数料

非住宅部分 の床面積	1件当たりの手数料額（円）					
	複数建築物の連携による性能向上計画認定に記載された他の建築物					
	適合性判定			（変更）		
～ 300㎡	10,000			6,000		
～ 1,000㎡	18,000			11,000		
～ 2,000㎡	28,000			17,000		
～ 5,000㎡	86,000			52,000		
～10,000㎡	137,000			82,000		
～25,000㎡	173,000			104,000		
25,000㎡超	217,000			130,000		

非住宅部分 の床面積	1件当たりの手数料額（円）					
	工場等その他 市長が定める用途※		工場等以外			
			標準的な評価法		簡易な評価方法※	
	適合性判定	（変更）	適合性判定	（変更）	適合性判定	（変更）
～ 300㎡	21,000	11,000	256,000	129,000	98,000	50,000
～ 1,000㎡	29,000	16,000	321,000	162,000	124,000	64,000
～ 2,000㎡	42,000	24,000	415,000	210,000	164,000	85,000
～ 5,000㎡	107,000	62,000	592,000	305,000	266,000	142,000
～10,000㎡	161,000	95,000	730,000	379,000	348,000	188,000
～25,000㎡	200,000	118,000	862,000	449,000	418,000	227,000
25,000㎡超	249,000	147,000	984,000	514,000	490,000	268,000

(2) 軽微変更該当証明書の交付申請手数料

非住宅部分 の床面積	1件当たりの手数料額（円）		
	工場等その他 市長が定める用途※	工場等以外	
		標準的な評価法	簡易な評価方法※
～ 300㎡	5,000	64,000	25,000
～ 1,000㎡	8,000	81,000	32,000
～ 2,000㎡	12,000	105,000	42,000
～ 5,000㎡	31,000	152,000	71,000
～10,000㎡	47,000	189,000	94,000
～25,000㎡	59,000	224,000	113,000
25,000㎡超	73,000	257,000	134,000

※（1）（2）の表中「工場等その他市長が定める用途」「簡易な評価方法」は令和3年桑名市告示第95号に定

めています。

Ⅱ. 手数料の額【住宅部分】

適合性判定（変更）手数料、軽微変更該当証明書の交付申請手数料

建築物の戸数、床面積			1 件あたりの手数料の金額（円）				
			複数建築物の連携による 性能向上計画認定に記載 された他の建築物		左記以外		
			適合性判定	（変更）	適合性判定	（変更）	軽微変更 証明書
一戸建ての住宅			5,000	3,000	36,000	18,000	9,000
共同住宅等	住戸部分	～ 5 戸	10,000	6,000	74,000	38,000	19,000
		～10 戸	17,000	10,000	104,000	54,000	27,000
		～25 戸	28,000	17,000	147,000	76,000	38,000
		～50 戸	48,000	29,000	211,000	110,000	55,000
		～100 戸	86,000	52,000	303,000	160,000	80,000
		～200 戸	137,000	82,000	411,000	219,000	109,000
		～300 戸	173,000	104,000	539,000	287,000	143,000
		301 戸～	185,000	111,000	633,000	335,000	167,000
	共用部分	～ 300 ㎡	10,000	6,000	117,000	59,000	29,000
		～ 1,000 ㎡	18,000	11,000	155,000	79,000	39,000
		～ 2,000 ㎡	28,000	17,000	194,000	100,000	50,000
		～ 5,000 ㎡	86,000	52,000	303,000	160,000	80,000
		～10,000 ㎡	137,000	82,000	389,000	208,000	104,000
		～25,000 ㎡	173,000	104,000	465,000	249,000	124,000
		25,000 ㎡～	217,000	130,000	541,000	292,000	146,000

※共同住宅等については、「住戸部分」に、「共用部分」の金額を加算します。ただし、共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合は、「住戸部分」の区分に定める金額のみとなります。

Ⅲ. 手数料の額【複合建築物】

1 件あたりの手数料の金額（円）
I と II を合算した額とする

Ⅳ. 複数建築物の性能向上計画認定の適合性判定について

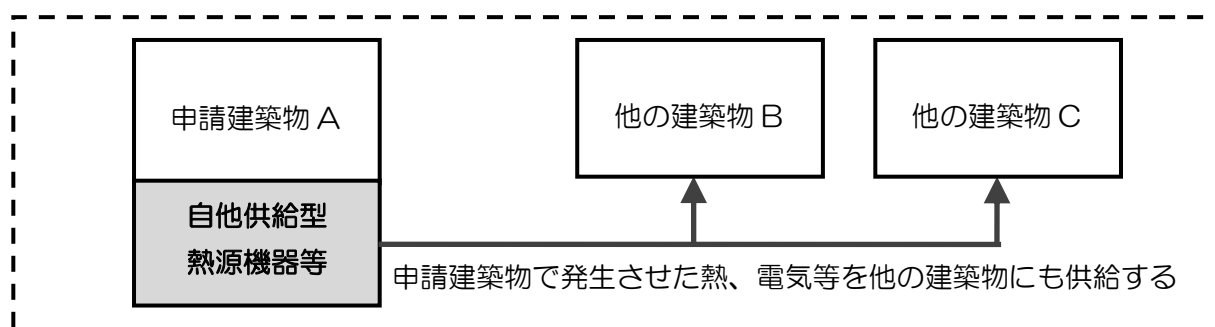
申請建築物が自他供給型熱源機器等により他の建築物にもエネルギーを供給し、すべての建築物が誘導基準※³に適合している場合に、所管行政庁の認定を受けることができる制度です。認定を受けた場合には、省エネ性能向上のための設備部分の床面積について、容積率の算定から除外することができます。（上限は全体の床面積合計の10%まで）。

また、認定を受けた申請建築物は適合性判定を受けたものとみなすことができます。ただし、複数建築物の連携による性能向上計画認定に記載された他の建築物はみなすことはできず、適合性判定を要することとなります。

※3 誘導基準

建築物が備えるべき建築物エネルギー消費性能基準に比べてより厳しい基準で、10%以上エネルギー消費量を削減した基準。

＜複数建築物の認定＞



＜適合性判定の要否及び減免の対象＞

	申請建築物 A	他の建築物 B	他の建築物 C
複数棟認定	○		
容積率特例の対象	○	—	—
適合性判定の要否	免除	要	要

V. 工場等と工場等以外の用途を有する場合について ※非住宅部分について

- (1). 工場等以外の規模が建築物の5分の1未満、かつ、300㎡未満である場合で、建築物の非住宅部分全体が簡易な評価方法で評価された場合は、建築物全体を工場等とした床面積の区分に応じた手数料とします。
- (2). 工場等の規模が建築物の5分の1未満、かつ、300㎡未満である場合は、建築物全体を工場等以外とした場合の評価方法及び床面積の区分に応じた手数料とします。
- (3). (1)・(2)以外の場合は、工場等及び工場等以外の評価方法及び床面積に応じた手数料を合算した金額とします。ただし、合算した金額が、建築物全体を工場等以外とした場合の評価方法及び床面積の区分に応じた手数料を超える場合は、建築物全体を工場等以外とした場合の金額とします。

※手数料の払い込みについて（お知らせ）

- 手数料は、現金による金融機関への払い込みとなります。
 - 桑名市役所本庁舎内の指定金融機関受付時間は、午前9時から午後3時迄です。
- 【問い合わせ先】 桑名市 都市整備部 都市整備課 建築審査室（TEL：0594-24-1218）